

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定)について

(諮問第3083号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	7
3	審査結果	12

別添

- 接続約款変更認可申請書(写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写) (西日本)

平成28年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成28年2月12日付け諮問第3083号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 23.9%から 23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。

考え方

本件申請においては、平成27年3月に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく平成28年度の税率を前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が、平成28年3月1日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案等が成立・施行し、法人税率の引下げ等が確定した場合には、平成28年度の接続料については、これを踏まえて再算定することが適当である。

参 考

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 1.9% → 0.7%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 152.6% → 414.2%)
- ・法人税
(税率変更: 23.9% → 23.4%)
- ・道府県民税※
- ・市町村民税※
- ・地方法人税※

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
 (長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見1 接続料が過去にない高い水準まで達しており、LRICモデルの抜本的な見直しが必要。	考え方1	
<p>○ 今回、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)より申請がなされた長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成28年度の接続料は、平成27年9月14日付答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(以下、「答申」といいます。)において適用することとされた改良モデルにより算定され、最新の実態を一定程度反映したものとなっていると認識しています。しかしながら、GC接続3分当たり6.06円(前年度比+4.8%)、IC接続3分当たり7.34円(前年度比+1.7%)と引き続き接続料上昇の傾向は変わらず、特にGC接続はLRIC導入以前も含め、過去最も高い水準となっています。なお、当該接続料は、答申において試算された改良モデルのGC接続料3分当たり水準(平成28年度:5.7円~5.9円、平成29年度:6.1~6.5円、平成30年度:6.6円~7.1円)の上限値を試算初年度にして上回る結果となっており、平成30年度には、試算上限値である7.1円を大きく上回ることも想定されます。</p> <p>このように、接続料が過去にない高い水準まで達しているのは、やはり、IP網への移行が進む現状において、現行のPSTNベースのLRICが、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」というLRICの趣旨に沿っていないためと考えられることから、LRICモデルの抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 平成27年9月14日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(以下「答申」という。)に示されたとおり、加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも考えられることから、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化した場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を別途行うことが適当である。</p>	なし
意見2 マイグレーションの計画に沿ってIP網への移行が行われる場合、LRIC方式による接続料算定を通じ、客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の	考え方2	

<p>排除等を行うことは不可欠。次々期の算定期間(平成 31 年度以降)においても引き続き LRIC 方式を適用すべきであり、IP-LRIC モデルが次々期の算定期間への適用に最も適したモデル。</p>		
<p>○ LRIC 方式は、NTT 東西殿の PSTN 接続料算定における客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等に寄与してきたと考えます。日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 殿」といいます。)より、平成 27 年 11 月 6 日に公表された「『固定電話』の今後について」において示されたマイグレーションの計画に沿って IP 網への移行が行われる場合、それに伴い NTT 東西殿による設備投資等も行われると考えられることから、LRIC 方式による接続料算定を通じ、客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等を行うことは不可欠であり、次々期の算定期間(平成 31 年度以降)においても引き続き LRIC 方式を適用すべきと考えます。</p> <p>また、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑みれば、IP-LRIC モデルこそが次々期の算定期間への適用に最も適したモデルであると考えます。平成 25 年から行われた長期増分費用モデル研究会の議論において、弊社共が提案した IP-LRIC モデルは、メタルケーブルを継続利用しつつコア網を IP 化するという点で、NTT 殿の公表した「『固定電話』の今後について」において示された IP 網への移行後の姿に似通っており、その事実は、当該 IP-LRIC モデルを NTT 東西殿の PSTN 接続料の算定に用いることが自然であることを示す証左であると考えます。</p> <p>なお、次々期の適用モデル検討に当たっては、NTT 殿の IP 網移行後のネットワークを構成する各設備(メタル収容装置、変換装置等)に係る仕様が早急に開示されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IP モデルの適用可能性について、別途検討を行うことが適当である。</p>	<p>なし</p>
<p>意見 3 平成 28 年度の PSTN 接続料は、LRIC モデルの見直しを行ったものの、値上がりとなっており、このような状況が継続すれば、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることから、速やかに次期モデルの適用に向けた検討を開始し、また、見直したモデルを速やかに適用すべき。なお、次期モデル</p>	<p>考え方 3</p>	

<p>については、昨年1月に長期増分費用モデル研究会において取りまとめられた IP モデルをベースに策定すべき。</p>		
<p>○ 先日認可申請が行われた平成28年度のPSTN接続料は、3分換算で、GC接続で対前年度比+4.8%、IC接続で対前年度比+1.7%と、LRICモデルの見直し（第7次モデルの策定）を行ったものの、値上がりとなっています。これは、モデル見直しにより、接続料原価が削減されたものの、その削減効果をトラヒック減少が上回ったためであり、もはや現行のLRICモデルを見直しても、接続料水準の上昇は避けられないことを示しております。</p> <p>このような状況が継続すれば、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げ等の検討にも着手せざるをえないことから、利用者利便の面からも、速やかに次期モデルの適用に向けた検討を開始し、また、見直したモデルについても、現行モデルの適用期間（平成28年度～平成30年度）の満了を待たずに、速やかに適用すべきです。</p> <p>なお、次期モデルについては、マイグレーションの検討の方向性等を踏まえつつ、現在のPSTNがNGNへ移行されることを鑑みれば、昨年1月に長期増分費用モデル研究会において取りまとめられたIPモデルをベースに策定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方1及び考え方2のとおり。</p>	<p>なし</p>
<p>意見4 NTSコストについては、接続料原価への算入見直しの検討を進めることが適当。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 当分の間の措置として、接続料原価で負担しているNTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト等）については、接続料原価への算入見直しの検討を進めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲ではなく接続料原価としている点については、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方法を当分の間変更することとされたことに起因するものである。</p> <p>き線点RT-GC間伝送路コストの取扱いに関する御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p>	<p>なし</p>

<p>意見5 資本構成比の算定において、貸借対照表上の簿価から算出せず、圧縮した資本構成比を用いているが、圧縮される対象の流動資産等を明確にするか、又は、簿価から直接算出した資本構成比を用いるべき。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。しかし、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難く、NTT 東・西のレートベースを構成する資産についても自己資本又は他人資本のどちらから調達されているか明確にはなっていないと考えます。そのため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、主に、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる方法と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法が存在する。</p> <p>貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、公にされる会計報告上の貸借対照表上の資本構成比を用いるため、その算定に事業者の裁量が入る余地はないものの、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではないとの指摘がある。</p> <p>他方、NTT東西が今回の申請に用いたレートベースの構成資産に係る資金調達の実態等を反映させた資本構成比を採用する方法は、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたく、資本構成比を算出するに当たって、事業者の裁量が介在する余地が存在するとの指摘があるものの、資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるものとする。</p> <p>報酬額を算定するための資本構成比について、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとの御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p>	<p>なし</p>

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成28年2月4日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成28年4月1日(金)から実施。

4. 概要

接続料規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第1号)が平成28年1月13日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成28年度から平成30年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第7次モデル」という。)を用いて算定された平成28年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

5. 長期増分費用方式に基づく平成28年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第7次モデルを用いて平成28年度の接続料を算定(具体的な改定額は「II 接続料の改定額」を参照)。

	平成28年度接続料 (3分当たり)	平成27年度接続料 (3分当たり)
GC接続	6.06円 【対前年度 +0.28円(+4.8%)】	5.78円
IC接続	7.34円 【対前年度 +0.12円(+1.7%)】	7.22円

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

【参考】算定根拠

1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料算定に際しては、平成 27 年度下期及び平成 28 年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\text{「平成 27 年度下期+平成 28 年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成 26 年度下期+平成 27 年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率} \%)$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成 27 年 10 月～12 月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成 28 年 1 月～9 月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該率には、平成 27 年 4 月～12 月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における平成 26 年 10 月～12 月と平成 27 年 1 月～9 月との構成比を用いて加重平均により算定。

サービス別トラフィック

(単位：百万回、百万時間)

		H26 下+H27 上実績 (括弧内はH25 下+H26 上実績)			×	対H26 下+H27 上実績増減率 (括弧内は対H25 下+H26 上実績増減率)			=	H27 下+H28 上予測 (括弧内はH26 下+H27 上予測)		
		東日本	西日本			東日本	西日本	東日本		西日本		
MA内 ※	回数	2,128 (2,614)	1,105 (1,353)	1,023 (1,261)	▲19.1% (▲18.3%)	▲18.2% (▲18.7%)	▲20.0% (▲17.8%)	1,722 (2,137)	904 (1,100)	818 (1,037)		
	時間	66 (83)	34 (43)	32 (40)	▲20.9% (▲19.6%)	▲19.9% (▲19.8%)	▲22.0% (▲19.2%)	52 (67)	27 (34)	25 (32)		
MA間 ZA内	回数	1,199 (1,452)	561 (679)	639 (772)	▲16.3% (▲17.8%)	▲16.0% (▲18.7%)	▲16.7% (▲17.1%)	1,004 (1,193)	471 (553)	532 (640)		
	時間	31 (39)	15 (19)	16 (20)	▲20.1% (▲20.3%)	▲19.3% (▲20.0%)	▲20.8% (▲20.7%)	24 (31)	12 (15)	13 (16)		
GC 接続	回数	14,552 (17,606)	7,415 (8,990)	7,136 (8,616)	▲18.5% (▲15.8%)	▲18.1% (▲15.9%)	▲18.9% (▲15.7%)	11,862 (14,823)	6,076 (7,563)	5,787 (7,260)		
	時間	427 (519)	228 (277)	199 (243)	▲19.3% (▲16.6%)	▲18.9% (▲16.4%)	▲19.8% (▲16.8%)	344 (433)	185 (231)	160 (202)		
IC 接続 (GCを経由 するもの)	回数	16,536 (17,576)	7,888 (8,346)	8,648 (9,230)	▲7.0% (▲9.4%)	▲6.9% (▲9.4%)	▲7.1% (▲9.4%)	15,378 (15,923)	7,346 (7,563)	8,032 (8,361)		
	時間	504 (555)	248 (271)	257 (284)	▲8.5% (▲10.4%)	▲7.9% (▲10.4%)	▲9.1% (▲10.3%)	461 (498)	228 (243)	233 (254)		
IC 接続 (GCを経由 しないもの)	回数	18,818 (-)	9,554 (-)	9,264 (-)	+2.4% (-)	+3.2% (-)	+1.7% (-)	19,277 (-)	9,856 (-)	9,421 (-)		
	時間	582 (-)	309 (-)	272 (-)	+3.2% (-)	+5.1% (-)	+1.2% (-)	600 (-)	325 (-)	276 (-)		

(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

機能別トラフィックの算定

上記サービス別トラフィックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラフィックを算定する。

(単位：百万回、百万時間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	増減率
加入者交換機能 (GC)	回数	34,622	30,364	▲12.3%
	時間	1,045	894	▲14.4%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	555	503	▲9.4%
中継交換機能 (IC)	回数	16,975	35,468 ※(16,191)	+108.9% ※(▲4.6%)
	時間	526	1,083 ※(483)	+105.9% ※(▲8.2%)
中継交換機回線対応部共用機能	時間	555	503	▲9.4%
中継伝送共用機能	時間	555	503	▲9.4%

(※) GCを経由しないものを除く。

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成 28 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

主な機能	平成 27 年度	平成 28 年度	対前年度増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	205,739	185,566	▲9.8%
NTSコスト付け替え後 ※	131,381	116,537	▲11.3%
中継交換機能	4,904	5,910	+20.5%
中継伝送共用機能	6,665	5,986	▲10.2%
中継伝送専用機能	824	751	▲8.9%

(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成 28 年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成 28 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

加入者 交換機能 に係る接 続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト 加算額 ④(=①)	NTSコスト 加算後 ③+④
	NTSコスト		②	①以外 の NTSコスト			
	①	②					
	185,566	101,897	32,868	69,029	83,669	32,868	116,537

II 接続料の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成28年度接続料の改定額

区分		単位	平成 28 年度接続料	平成 27 年度接続料
1 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.43678 円	0.54821 円
		1 秒ごとに	0.031265 円	0.029051 円
2 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	19,266 円	20,708 円
3 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0023901 円	0.0024161 円
4 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.080211 円	0.14605 円
		1 秒ごとに	0.0077384 円	0.0083189 円
5 中継交換機能		1 通信ごとに	0.080211 円	0.14605 円
		1 秒ごとに	0.00078625 円	0.0012797 円
6 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	1,385 円	1,576 円
7 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00017316 円	0.00018489 円
8 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0033029 円	0.0033347 円
9 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	13,238 円	13,333 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	12,942 円	13,047 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	108,146 円	112,269 円
		672 回線相当月額	107,850 円	111,983 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	323,847 円	336,235 円
		2,016 回線相当月額	323,551 円	335,948 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	15,189 円	15,660 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,893 円	15,373 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	124,402 円	132,240 円
		672 回線相当月額	124,106 円	131,953 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	372,614 円	396,146 円
		2,016 回線相当月額	372,319 円	395,860 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	16,057 円	16,667 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	15,762 円	16,381 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	131,643 円	140,890 円
		672 回線相当月額	131,348 円	140,603 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	394,338 円	422,097 円
		2,016 回線相当月額	394,043 円	421,810 円
加算料				
(1) 9 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	43 円	77 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	355 円	657 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	1,064 円	1,971 円
(2) 中継伝送専用機能を利用してN TT東西が別に定める通信用建物	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	1,951 円	2,327 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	16,256 円	19,971 円

	と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	48,767 円	59,912 円
10	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	21,532 円	20,719 円
11	共通線信号網利用機能		1 信号ごとに	0.011398 円	0.021284 円
12	市内通信機能		1 通信ごとに	0.55211 円	0.71921 円
			1 秒ごとに	0.054486 円	0.051883 円
13	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.68005 円	0.89271 円
			1 秒ごとに	0.060471 円	0.057784 円
14	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.017063 円	0.016320 円
15 音声ガイダンス送出用接続通信機能					
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.034008 円	0.031780 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.039985 円	0.038283 円
16 リダイレクション網使用機能					
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.043378 円	0.041489 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.035767 円	0.033234 円
17 加入者交換機等接続回線設置等工事費					
	ア イ以外の場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	162,969 円	164,936 円
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	229,787 円	234,209 円

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年1月6日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は、加入者交換機能等、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(集合住宅向けに限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし

10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、同令第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容は同令の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。